平成２８年（フ）第６２号
香川県坂出市加茂町1042番地２
債務者　前田　直美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１９２号
大分市住吉町２丁目２番８号（井上ビル208）
債務者　木付　貴子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２８号
千葉市稲毛区稲毛町４丁目372番地４　ふるさと稲毛２号棟104号
債務者　西城　一明
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１７号
千葉市中央区亀井町12番13号　ポップハウス斎藤２―101号
債務者　中村　吉宏
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６８号
千葉県船橋市東船橋１丁目７番８号　イーストヒル２―109号
債務者　藤原　美樹
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９２号
千葉市花見川区検見川町３丁目387番地３　クラウン検見川203号
債務者　玉正　裕幸
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０４号
千葉市緑区誉田町２丁目27番地100　リバティサイトウ103号
債務者　工藤　診司
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０６号
千葉市中央区大森町514番地55
債務者　森田　　実
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３５号
千葉県市川市稲荷木１丁目33番17号　（ときわ荘203号）
債務者　渡邉　光子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
長崎県長崎市風頭町30番11号
債務者　大原　淳滋
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３９号
宮城県宮城郡松島町北小泉字要害49番地の２
破産者　岡部　信吾
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３２号
さいたま市西区大字土屋436番地98
破産者　石井　法教
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
埼玉県川口市西川口４丁目３番８号　キャメル西川口105号
破産者　林　健太郎
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
埼玉県上尾市向山３丁目38番地２　ゼクシオⅡ202、旧住所埼玉県上尾市大字壱丁目410番地85
破産者　相良美哉子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬3007番地５
破産者　外山　勝雄
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
大阪市浪速区大国２丁目８番３―201号
破産者　一　　信仁
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１９号
大阪府池田市八王寺１丁目８番203―101号　アルビス池田
破産者　阪上　耕治
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部